

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	39	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（地方消費税）</u>		
要望項目名	地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街・ショッピングセンター等）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費税法第8条に基づき、免税店を経営する事業者が外国人旅行者などの非居住者に対して特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。</p> <p>・ 特例措置の内容 第三者に免税手続を委託すること及び委託を前提とした免税許可申請を可能とする制度の創設を図る。</p>		
関係条文	<p>消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条～10条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成26年10月からの外国人旅行者向け消費税免税制度の改正を機に、全国に広く免税店を拡大し、地方での訪日外国人の旅行消費を拡大することにより、我が国の経済成長や地域の活性化を達成する。</p> <p>(2) 施策の必要性 外国人旅行者向け消費税免税制度の改正により全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大されることから、地方の名産品等の消費拡大による地方経済活性化の効果が期待される。そのため、現在は都心部に集中している免税店の地方への拡大に向け、地方運輸局・地方経済産業局による説明会・相談対応など、全国各地で取組を進めているところである。</p> <p>一方で、</p> <p>① 個々の店舗が自ら免税手続を行う必要があるため、外国人への対応に不安をもつ店舗のさらなる負担軽減</p> <p>② 物産センターやテナント方式の集合商業施設などにおいて、個々の店舗毎に何度も免税手続を行うことの煩雑さの解消</p> <p>についての指摘があり、これらの課題を克服することが求められている。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 中小・地域 4-4 地域産業</p> <p>○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 4-②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 (3) ③外国人旅行者向け消費税免税制度について、地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、関係団体による免税店関係者向けの免税手続研修の充実等により、<u>2020年に向けて全国各地の免税店を10,000店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。</u></p> <p>○「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2104」（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定） 5. 外国人旅行者の受入環境整備 (6) 「外国人旅行者向け消費税免税制度」の拡充を契機としたショッピング・ツーリズムの振興と決済環境の整備 &lt;ショッピング・ツーリズムの振興&gt; 地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、免税店許可手続の周知、関係団体による免税手続研修の充実等を図り、<u>2020年に向けて全国各地の免税店を10,000店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。</u></p>
	政策の達成目標	<p>全国の免税店数 (アクション・プログラム) 2013年：5,777店 → 2020年：10,000店規模</p> <p>訪日外国人旅行者数 (日本再興戦略) 2013年：1,036万人 → 2030年：3000万人</p> <p>(アクション・プログラム) 2013年：1,036万人 → 2020年：2000万人の高み</p> <p>訪日外国人旅行消費額 (日本再興戦略) 2013年：1.7兆円 → 2030年：4.7兆円</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	<p>全国の免税店数 2011年 4,173店 2012年 4,622店 2013年 5,777店</p> <p>訪日外国人旅行者数 2011年 622万人 2012年 836万人 2013年 1,036万人</p> <p>訪日外国人旅行消費額 2011年 1.0兆円 2012年 1.3兆円 2013年 1.7兆円</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○地方の免税店拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗で行うのは商品の販売のみ。免税手続を行う必要はなく、店舗の免税手続の負担が大幅に軽減される。</li> </ul> <p>これにより、免税店の申請が増加し、地方の商店街などでも免税を旗印として商店街単位等での外国人の受入が期待される。</p> <p>○外国人旅行者の利便性向上へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗ごとに何度も免税手続を行う必要がなくなり、外国人旅行者は、専用カウンターでまとめて手続が可能となる。</li> </ul>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(参考) 平成 27 年度予算 (観光庁) 訪日外国人旅行者数拡大に向けたインバウンド政策の推進 16, 213 百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置により、訪日旅行促進のための海外プロモーションや国内の受入環境整備を実施することで、訪日意欲を喚起し、国内での滞在を円滑にし、外国人旅行者の増加を図る。 また、海外プロモーションにおいて、免税対象品目の拡大などショッピングに関する日本の魅力を発信することで、訪日の促進、さらには日本国内での旅行消費の拡大を誘導する。
	要望の措置の妥当性	外国人旅行者の免税手続のさらなる利便性向上や、特に免税手続の負担軽減による地方の免税店拡大が見込まれ、外国人旅行者の地方における旅行消費額拡大により、地方を含めた日本経済全体が活性化することが必要最小限の措置により期待され、政策手段としての的確である。
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度税制改正  「外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大及び手続の簡素化」を要望し以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○免税対象品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、以下の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。</li> </ul> </li> <li>○免税手続の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行う。</li> </ul> </li> </ul>
ページ	—